
令和7年度政策提言

令和8年3月17日

山形県議会

目次

提言に当たって	1
---------	---

提言1 県民のいのちと暮らしを守る豪雨・豪雪対策の推進

(防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会)

(1) 被災を未然に防ぐ安全対策の推進	2
(2) 災害時の迅速な対応を可能にする体制づくりの推進	4
(3) 速やかな災害復旧・復興の推進	6

提言2 こどものウェルビーイングを目的とした環境づくりの推進

(こども支援・若者定着対策特別委員会)

(1) 自己肯定感を育む取組の充実	12
(2) 主体性を尊重する環境づくりの推進	14
(3) こどもの安心・安全を守るための大人に対する支援の充実	15

提言3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域活性化

(再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会)

(1) 地産地消の取組の推進	21
(2) 利用拡大に向けた機運醸成と新たな利用機会の創出	23
(3) 関連産業の人材育成と企業の参入促進や雇用創出	25

提言に当たって

本県議会は、二元代表制の一翼を担い、議事機関として県の意思を決定することや、県行政の執行を監視することに加え、県勢発展に資するため、政策提言を実施している。

令和7年度は、本県人口が100万人を下回るなど加速する人口減少や頻発・激甚化する自然災害など、本県を取り巻く情勢が厳しさを増す中であって、本県が将来にわたり活力を維持し成長し続けられるよう、喫緊の県政課題に着目し、「県民のいのちとくらしを守る豪雨・豪雪対策の推進」、「こどものウェルビーイングを目的とした環境づくりの推進」、「再生可能エネルギーの導入拡大による地域活性化」の3項目について政策提言を取りまとめたところである。

取りまとめに当たっては、「防災減災・災害に強い県土づくり対策」、「こども支援・若者定着対策」、「再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策」の3つの特別委員会において、委員間討議を活発に行ったことに加え、関係者との意見交換や先進事例の現地調査を積極的に行うとともに、政策提言の充実に向けた諸事業として全議員を対象に国の政策等に関する研修会や海外における行政施策等の調査報告会を開催するなど、年間を通じて、幅広い角度から審査・調査を行ってきたところである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう強く望むものである。

令和8年3月17日

山形県議会議長 田澤伸一

提言1 県民のいのちと暮らしを守る豪雨・豪雪対策の推進

(防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会)

(1) 被災を未然に防ぐ安全対策の推進

<提言>

- 自立的で安全な地域を実現するため、全県的に豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した地域安全克雪方針の策定及び安全克雪事業の取組が行われるよう、モデル方針の策定や優良事例の共有等、市町村への支援を強化すること。

※豪雪地帯安全確保緊急対策交付金：民地の除排雪作業時等の死傷事故を防止するため、①地域ぐるみで行う将来を見据えた戦略的な方針の策定（補助率10/10）、②持続可能な除排雪体制の整備等（補助率1/2）に係る取組を支援する交付金

- 雪下ろしが不要になる設備の整備を促進するため、リフォーム支援事業において克雪化のメニュー・財源を別枠で設けること。また、雪下ろし作業等による事故を防止するため、滑雪・融雪・耐雪等に係る新技術の開発支援及び実証実験を積極的に行うこと。

- 屋根の雪下ろし作業用の命綱固定アンカーに特化したガイドブックを作成し、特に降雪が多い地域において重点的な事故防止の啓発を行うこと。また、安全対策の実行性を高めるため、市町村と連携した地域での備品共同購入の支援や行政等によるレンタルなどの支援を更に拡充すること。

- 豪雨時に農地からの流出水量を調整して洪水被害を防止・軽減するため、特に上流域において、田んぼダムへの理解を促進した上で、農家へのインセンティブとして多面的機能支払交付金に県独自で上乗せ支援を行い、田んぼダムの取組を促進すること。

※田んぼダム：水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、水路や河川から溢れる水の量や範囲を抑制するもの

<委員会における委員の意見>

- 市町村における豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の活用が進んでいないことから、交付金の活用が進むよう、市町村の地域安全克雪方針の策定及び安全克雪事業の取組を支援すること。
- 雪下ろしゼロを目指し、ICT・新技術等の導入支援・普及啓発をすること（例：滑雪・融雪・耐雪に資するもの等）。また、安全な雪下ろしが可能となる安価で安全な器具（機材）の開発や製品化に向けて、雪国技術イノベーション研究会等の活動をより活発にすべきである。

- 雪下ろし不要な住環境の整備に向けて、住宅リフォーム支援事業において消雪・融雪技術の導入支援といった克雪化のメニュー・財源を別枠化し、高齢者世帯を中心に事故の大幅な減少を目指すべきである。
- 他県では命綱固定アンカーに特化したガイドブックを発行しており、本県においても県民に分かりやすいガイドブックの発行が必要である。
- 雪下ろしや除排雪時の怪我などを防ぐため、地域での安全帯の共同購入支援や行政等によるレンタルなどの仕組みづくり、徹底した安全確保の啓蒙などを進めること。
- 歩道を含む道路整備において、温泉県の利点を生かし、温泉を活用したロードヒーティング施工に向けた調査と研究を行うこと。また、実施に当たっては、源泉及び配管の適切な維持管理にも寄与するものとなるよう、県内の温泉組合等の源泉管理団体と連携すること。
- 昔の都市計画を基にした住宅密集地は、隣家が近く道路が狭いなど雪処理が大変なため、市町村の災害に強いまちづくりに向けた都市計画策定等について県がサポートすること。
- 大雪時の農業用ハウス倒壊等を未然に防ぐため、BCP策定に向けた支援を一層進めるとともに、積雪に耐え得る強度を持つ農業用ハウス導入に向けて講習会の開催等の支援を充実させること。
- 上流域で整備が進まない田んぼダムについて、手間がかからずに流出水量を調整できる実働的なシステムを補助金も用意しつつ着実に取組を広げること。

(2) 災害時の迅速な対応を可能にする体制づくりの推進

<提言>

- 災害による被害を軽減するため、県民の共助意識を一層高める取組を推進すること。特に学校教育においては、雨や雪など近年頻発する災害をテーマとして、行政の災害対策の取組とその財源、地域福祉やコミュニティへの理解も含めた防災教育を行い、学齢期からの共助意識の醸成を図ること。
- 担当職員の異動等による防災に関するノウハウ・知識の一時的な中断を解消するため、また、災害への迅速な対応に向けた自衛隊との連携及び市町村と自衛隊をつなぐ役割を強化するため、防災に精通した退職自衛官を専門的な防災担当職員として複数配置すること。
- 専門的な知見を踏まえた迅速かつ的確な災害対応及び気象情報等の県民への分かりやすい情報発信のため、気象防災アドバイザーを採用し、市町村の避難情報発令等に対する助言や県民向けの気象情報の解説、平時の防災学習・訓練の実施等、その専門性を効果的に活用すること。
※気象防災アドバイザー：気象予報士の有資格者で所定の研修を修了した者や気象台・測候所等の管理職経験者などで、自治体の防災の現場で即戦力となる者として国土交通大臣が委嘱する「防災の知見を兼ね備えた気象の専門家」
- 災害時に迅速な備蓄品の搬送及び支援物資の集積を可能とするため、関係団体と連携して大型トラックやフォークリフトによる搬出入が可能な防災備蓄倉庫及び支援物資集配施設を整備すること。

<委員会における委員の意見>

- 行政だけでなく住民も一緒に克雪していこうという意識を醸成するため、防災のことだけでなく自治体における除雪の取組なども含め子どもたちが総合的かつ主体的に学ぶことが重要であり、雪などテーマを設けて教科をまたぐ内容の学習プログラムを検討すること。
- 共助の在り方を学ぶ機会を増やし、共助の礎となる地域コミュニティの大切さを広めることが重要である。隣組単位などの小単位での共助が可能となるような地域コミュニティづくりへの支援及び交流促進を行うこと。
- 自衛隊との連携を強化し、災害時に市町村と自衛隊を円滑につなぐことができる体制を構築すること。また、自衛隊との連携を深めるため、退職自衛官の採用を進めること。
- 気象防災アドバイザーを積極的に活用し、平時は住民の防災意識向上や避難訓練等、有事は自治体に対する避難情報発令・気象の見通し等のアドバイスなどを行ってはどうか。

- 気象台が発信する防災情報等を、雪に不慣れな移住者や高齢者に対して分かりやすく、SNS等を活用して情報発信することが重要である。
- 現在、災害時の緊急物資は県内にばらばらに配置されており、倉庫へのトラック乗入れが困難、物資の保管状況が良好ではないなどの課題があり、手作業で運び出さなければならぬケースもある。また、被災した際に各地から届けられる救援物資を一時的に集積し分配する拠点機能も弱いことから、防災備蓄倉庫・救援物資集配施設をトラック協会と連携して建設すべきである。
- 地域における防災意識の向上や災害時の迅速な初動対応を可能とするため、各地域の防災リーダーを育成し、地域の自主防災力を強化すること。
- 高齢・障がい者や乳児など集団での避難生活が難しい人が、二次避難場所として旅館・ホテルを利用できるよう、市町村と連携の上、関係団体等と協定の締結を進めること。また、市町村をまたいだ避難も可能となるよう、広域的な二次避難体制の構築を県が中心となって進めること。
- 被災地の被害状況の把握や要救助者の発見が迅速に行われるよう、民間企業・団体と災害時のドローン活用に関する協定を締結し、実際の対応を想定したチームづくりを進めること。
- 除雪の稼働保障を市町村にも広げるよう市町村と連携すること。また、複数年契約について業者と意見交換して研究すること。
- 除雪オペレーター不足に対応するため、広域で除雪オペレーターの派遣等を行う体制づくりを検討すること。
- 冬期間の被災は、雪がないときや気温が高いときの被災とは全く状況が異なるため、冬期間を想定した防災訓練及び避難所運営訓練を実施すること。
- 消防、消防団、警察の水防に関する装備品の充実を図ると同時に、消防団にまずは自分の身を守る重要性を周知すること。また、はしご車などの活用機会が限定される高額な装備について、広域的に配備できるよう市町村の調整を図ること。
- 大型の排水ポンプ車が配備されていない地域について、国・市町村と連携して計画的かつ広域的に配備を進めること。

- 特定地域づくり事業協同組合制度を活用して、冬季は除雪、夏季は農業に従事するような働き方を促進する取組を進め、除雪人員の確保を図ってはどうか。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の追加指定に伴い、市町村におけるハザードマップ更新への支援及び県民の理解を深めるための更なる周知を図ること。

(3) 速やかな災害復旧・復興の推進

<提言>

- 被災住民の支援ニーズが的確に行政と共有され、行政の支援が確実に住民に届けられるよう、両者をつなぐ中間支援組織となり得る団体の育成を行うこと。また、組織が継続的に運営されるよう組織への資金繰り支援の在り方について検討すること。

※中間支援組織：災害時・復興時において行政と地域住民の架け橋となり、行政の支援を住民に届ける、住民のニーズを行政に届ける、災害ボランティア団体等のコーディネートを行うなどの活動を行う団体

- 河川流下能力の確保対策に当たっては、対策後時間が経過するに従い管理コストが上がっていくことから、管理サイクルを的確に定めたプロジェクトを構築すること。

- 遊水地等の災害に備えた公共施設については、災害時のみならず平時の活用・賑わい創出といった視点を持ち、市町村と連携して、MIZBEステーション等の国の制度を積極的に活用して整備・改修を行うこと。

※MIZBEステーション：河川防災ステーション（水防活動に必要な土砂等の緊急用資材を備蓄し、災害時の水防活動の支援や緊急復旧などを行うための基地施設）の上面などを活用した平時における市町村等の取組により、地域活性化や賑わいの創出が期待される施設として国が登録した施設

<委員会における委員の意見>

- 災害時、住民と行政をつなぐ中間支援組織（コンサルタント、市民グループ、大学等）と協働する仕組み・体制づくりが必要である。
- 河川流下能力の確保対策において、前回の対処から数年経過している箇所も見受けられ、管理により大きな手間と経費が掛かっている。管理サイクルの年数をしっかり定めたプロジェクトを構築することが必要である。
- 遊水地等について、協力する地域が活性化するよう、スケートボード等のスポーツ施設の整備など平時の活用を考慮すること。

- 海外政策課題調査で訪問したマレーシアのSMARTトンネルは、河川の洪水被害軽減を目的とした地下雨水トンネル及び道路交通渋滞の緩和を目的とした地下高速道路トンネルの2つの機能を併せ持っている。防災関係の施設について、こうした平時の利活用という視点での整備が重要である。
- 豪雪等により鉄道運行が不能になった場合に県外への代替交通手段が不足する置賜地域について、鉄道事業者及び自治体と連携して代行バス運行等の代替交通輸送体制を構築すべきである。
- 豪雨・豪雪等の頻発化を踏まえ、市町村の「事前復興まちづくり計画」の策定を全県的に推進し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を強化すること。
- 被災者への生活家電購入補助について、現地の実情に合った補助品目を設定すること。また、家屋の被害認定基準の見直しを継続的に国に要望すること。
- 地域住民の足である鉄道について、黒字・赤字の経済論理でのみ復旧が判断されるべきではなく、県としては地元負担も覚悟し、国の支援と運行事業者が復旧に責任を持つよう、新制度の創設も含めて国に要望すること。
- 除雪により消失する路面標示や区画線について、今後は自動車の安全運転支援機能等にも活用されるなど、その重要性がより高まってくることから、これまで以上に予算を確保して整備を行うこと。
- 農業者の耕作意欲を減退させないため、被災農地への補償を継続的に国に要望すること。
- 凍上災の災害復旧事業の採択要件が厳しいことから、要件緩和あるいは別財源の措置を講じるよう国に要望すること。
- 災害復旧事業について、建設業界における慢性的な人手不足を考慮し、工期に余裕を持たせ、また、状況に応じて工期延長を行うなど柔軟な対応が必要である。
- 災害査定後の設計変更について柔軟な対応が必要である。また、災害査定時に想定されなかった資機材費や人件費の高騰分を随時事業費に適切に反映させるべきである。

【活動報告】

防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会

意見交換

開催日

令和7年8月22日（金）

参加者

鈴木 真人 氏〔一般社団法人防災防火サポート・プラスワン 代表理事〕

菅原 誠 氏〔山形地方気象台 次長〕

工藤 志保 氏〔酒田市日向コミュニティ振興会 事務局長〕

二藤部久三 氏〔尾花沢市除雪ボランティアセンター 広報部会長、

大石田町除雪ボランティアセンター 地域連携室長〕

主な内容

テーマ「県民のいのちと暮らしを守る豪雨・豪雪対策の推進」

- ・防災や災害対応関係の取組を行っている県内の4つの団体の代表者等から、活動の概要を聴取した後、意見交換を行った。
- ・一般社団法人防災防火サポート・プラスワンの鈴木代表理事からは、実際の災害発生を想定した場合、町内会単位での避難等は世帯数が多いため現実的ではなく、少数かつ顔の見える関係である隣組のような小地区単位で、日頃から関係づくりや防災訓練等を行っていくことが重要であると説明があった。
- ・山形地方気象台の菅原次長からは、地球温暖化に伴う降雨の変化や大雪となる気象条件について説明があり、大雨・大雪の段階に応じて気象台が発信する防災気象情報等や、気象庁退職者や防災に関する研修を修了した気象予報士等に

対して国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリスト「気象防災アドバイザー」を有効に活用することが防災につながるとのことであった。

- ・酒田市日向コミュニティ振興会の工藤事務局長からは、自力除雪が困難になってきた世帯の増加に伴い酒田市日向地区で取り組んでいる「日向ささえあい除雪ボランティア」を始めとした共助による雪対策について紹介があり、住民が主体となって地域課題の解決に取り組む共助の意識が重要であると説明があった。また、屋根に設置して雪を滑落させる滑雪フィルム等の新技術を活用することで、雪害事故防止につながる可能性があるとのことであった。
- ・尾花沢市除雪ボランティアセンター広報部会長及び大石田町除雪ボランティアセンター地域連携室長の二藤部氏からは、過去の統計から雪による人身事故は積雪量と相関関係があり、男性や高齢者に被害が多いなどの分析が示され、国の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した自助・共助・公助による除排雪作業時等の死傷事故ゼロに向けた取組や命綱固定アンカーに特化したガイドブックの必要性について説明があった。
- ・意見交換においては、大雪の発生条件や近年の大雪の原因等についての質疑応答を行ったほか、雪害事故防止に資する新技術、住宅リフォーム支援における克雪メニューの別枠化、気象情報等の分かりやすい情報発信等について、率直な意見を伺った。



現地調査

実施日

令和7年10月21日（火）～22日（水）

訪問先と調査内容

（1）三条MIZBEステーション（新潟県三条市）

- ・災害時における水防活動や災害復旧活動の拠点としての取組及び平時におけるイベント開催などの水辺空間の賑わい創出による地域活性化の取組について



（2）特定非営利活動法人にいがた災害ボランティアネットワーク（新潟県三条市）

- ・災害時・復興時のボランティア人材派遣や資機材貸与等の災害ボランティアの取組について



(3) 公益社団法人中越防災安全推進機構（新潟県長岡市）

- ・新潟県中越地震を始めとする様々な災害経験、被災地支援及び復興支援の活動経験を踏まえて設立された同機構が行う雪害事故防止及び共助除雪の取組や地域防災力強化の取組について



提言2 こどものウェルビーイングを目的とした環境づくりの推進

(こども支援・若者定着対策特別委員会)

(1) 自己肯定感を育む取組の充実

<提言>

- 「こどもの権利」の実現に向けて、こどもと大人双方が学び、理解を深めることができるよう、具体的な気づき生まれるポスターの作成や標語の募集など、幅広い年代を対象とした啓発に県内全域で取り組むこと。

※こどもの権利：児童の権利に関する条約（平成元年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6年に批准）において「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つの原則が定められており、日本を始めとした締約国はその実現のための措置を講じることが義務付けられている

- 学校における学習評価においては、こどもが自己肯定感を育み、自分自身を大切にすることができるよう、児童生徒の一人一人の良い点や可能性など学力以外の観点で評価する方法及び児童生徒・保護者に対する評価の伝え方の工夫や好事例の収集・共有の仕組みづくりを更に推進すること。

- キャリア教育の実施に当たっては、伝統行事など地元文化の継承に主体的に関わる体験活動を積極的に取り入れ、将来の選択肢の中から山形での暮らしを選ぶ積極的な理由となり得る地元への誇りを醸成すること。

※キャリア教育：各学校段階を通じて、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する教育

<委員会における委員の意見>

- 「こどもの権利」については、こども自身と大人が共に学び理解することがその実現につながる。ポスターの作成や標語の募集、事例集の作成など、具体的な気づき生まれる啓発に取り組むこと。また、より深い理解を促進するため、校則などこどもが関わるルールの見直しに権利の主体として取り組み、意見を表明する機会を積極的に創出すること。
- こどもが自己肯定感を育み、自分自身を大切にすることができるよう、個人内評価（観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒の一人一人の良い点や可能性、進歩の状況について評価するもの）を含む学習評価の方法及び児童生徒・保護者に対する評価の伝え方の工夫や好事例の収集・共有の仕組みづくりを更に推進すること。
- 地域文化、祭り、イベントなどを通じた地元文化の継承をキャリア教育に取り入れ、地元に対する誇りを醸成すること。また、キャリア教育においては、多様化する働き方や生き方から自分の個性に合った将来像を描けるように、多様な価値観に触れる機会の確保を推進すること。

- 学校現場では、市町村と県のインクルーシブ教育への取組が着実に広がってきている。保育現場では、こどもたちが一定の目標の下に同じ活動をする一斉保育では通用しないケースにおいて、一部ではあるが、個々の多様性に応じたインクルーシブな保育を取り入れる動きが始まっている。県内外の先進・好事例を収集し、保育士等の資質向上のための研修に反映させるなど、就学前の早い段階から異なる個性と出会い、こども同士で多様性を理解し合う環境づくりに積極的に取り組むこと。
- こどもの心身共に健全な育ちを保障するため、自然との触れ合いやこども同士あるいは大人など多様な年代との交流の中で豊かな感性と社会性、主体性を育む外遊びの機会を確保するとともに、こどもがインターネット及びスマートフォン、タブレット等のデバイスを安全かつ有効に活用できるよう、こども自身及び未就学児の保護者に対する適時適切な情報リテラシー教育に積極的に取り組むこと。
- こどものウェルビーイングにとって重要な自己肯定感や自己有用感、自己効力感、他者を尊重する心を育むため、学校や家庭での主権者教育、地域等でのボランティア活動、多様な価値観に触れる機会である国際交流プログラム等を推進すること。
- 発達障がい傾向が見られるこどもが増加する中、専門人材の不足などによりこども医療療育センターを始めとする専門機関の初診待機期間が長期化している状況において、海外政策課題調査で訪問したマレーシアの事例を参考に、こどもが自分自身を知る一助となるとともに、早期に必要な支援につなげることができるよう、発達障がいのデジタルスクリーニングの導入を検討すること。

(2) 主体性を尊重する環境づくりの推進

<提言>

- こども・若者の主体的な地域活動等への参画を支援する居場所づくりを推進するため、県内外の先進事例を収集し、市町村、学校その他の関係者間で共有すること。また、運営主体によるこども・若者が居場所の運営等に関わる仕組みづくりを支援すること。
- 現在ある多種多様な居場所について、こども・若者の選択の幅が少しでも広がるよう、市町村、学校、当該居場所の運営主体等と連携し、所在地や運営状況など実態の把握と周知に取り組むこと。また、市町村と連携し、図書館、公民館等の公共施設の一角など、こども・若者が自由に集える居場所となり得るものについて積極的に情報を発信すること。

<委員会における委員の意見>

- こども・若者が自己有用感を高め、ウェルビーイングで成長することができるよう、多種多様な機能を盛り込んだユースセンター、ユーススペース等を設置し、こどもたちが中心になって運営できるシステムを構築すること。同時に、こども・若者の活動を支援するユースワーカーの育成について、全国の先進事例を収集・共有するなどの支援を行うこと。
※ユースセンター、ユーススペース：こども・若者が自由に集い、過ごすことのできる家庭や学校以外の居場所の一つで、こども・若者の自主的な社会参画活動の拠点
※ユースワーカー：こども・若者の意思を尊重しながら、こども・若者の地域と積極的に関わろうとする活動を支援する役割を担う人材
- 居場所を複数持つことの意義と、こども・若者の居場所がその担い手にとっても地域における新たな交流やつながりを得られる場として機能している場合があることについては、国も指摘しているところである。こども同士や多様な年代の者が気軽に集うことのできる居場所づくりと居場所の周知について、市町村と連携して積極的に取り組むこと。
- 現在ある多種多様な居場所について、市町村等と連携し、所在地や運営状況など実態の把握と周知に取り組むこと。また、図書館、公民館等の公共施設の一角など、こども・若者が自由に集える居場所となり得るものについて積極的に情報を発信すること。
- 家庭の経済的格差がこどもの体験等の格差につながらないよう、身近な自然との触れ合いや地域の人との交流などから得られる心の豊かさに着目し、地域の資源を生かしながら多様な背景を持つこどもを包摂する居場所づくりや多様な体験活動の一層の機会創出に取り組むこと。
- 山形県公立高等学校の入学者選抜方法については、各高等学校のアドミッション・ポリ

シーに沿った入学者の受入れ及び受検機会の改善が行われたところだが、今後も、生徒自身の意見を聴くことも検討しながら、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化など、生徒のための弾力的な入試制度を推進すること。

- 通信制高校は、個別の事情に応じた学びを提供するという趣旨の下、特に自宅での学習を中心とする生徒は、通級を原則とする全日制高校と比較して社会的な交流機会が少なくなる傾向にある。生徒同士あるいは他校や地域との交流の起点となる居場所を提供するため、民間の支援団体等との連携を検討すること。
- 若者の前向きで積極的な本県への回帰・定着を図るため、UIターン就職等への現行の支援制度の適用要件等の緩和や税制面での支援も含めて検討し、県内回帰・定着に向けた取組の更なる充実を図ること。

(3) こどもの安心・安全を守るための大人に対する支援の充実

<提言>

- こどもの安心や安全の土台となる、こどもと関わる大人の側のゆとりや安心感を支えるため、大人の不安や孤立の解消に向けた様々な支援が、必要とする方に確実に活用してもらえるよう、子育てやこども・若者支援、健康福祉、貧困対策など、各分野の支援の内容に精通し、適切な窓口へつなぐことのできる人材の育成に取り組むこと。
- 児童生徒への支援強化と教員の負担軽減の観点から配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が、その専門性を十分に発揮することができるよう、校内連携体制の構築や指導助言の役割を担うアドバイザーの配置を継続するとともに、事例検討を始めとした専門職同士の連携や資質向上のための取組を更に推進すること。

※スクールカウンセラー：公認心理師や臨床心理士などの資格を持ち、学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う専門家

※スクールソーシャルワーカー：社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持ち、学校現場や教育委員会などで子どもや保護者などを取り巻く環境に働きかけ、学校内や関係機関との連携体制の構築や支援を行う専門家

<委員会における委員の意見>

- こどものウェルビーイングのためには、こどもを育てる大人のゆとりや頼ってもいいという安心感が不可欠である。大人の不安・孤立を解消する相談窓口や大人のための居場所といった様々な支援が、必要な方に確実に活用してもらえるよう、部局連携を強化し、現在支援を必要としている人だけでない幅広い層をターゲットとした多角的な広報を行うこと。また、短時間で必要な情報に到達することができるよう、複数の分野や組織ごとに

設けているホームページ上の案内を一本化するなど、受け手にとって分かりやすい情報発信の工夫を行うこと。

- 児童生徒への支援強化と教員の負担軽減の両方の観点から配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が、十分にその専門性を発揮することができるよう、校内連携体制の構築や指導助言の役割を担うアドバイザーの配置を継続するとともに、専門職同士の連携や資質向上のための事例検討等の取組を更に推進すること。また、これらの専門職が、継続性のある安定した雇用形態で職務を全うすることができるよう、配置時間の拡充等処遇の改善を検討すること。
- 教員がゆとりを持って児童生徒と接することができるよう、専門スタッフと分担することができる業務の見直しを継続するとともに、校種や教員の経験値を考慮した適正な人員配置の検討・分析を進め、必要な教員定数が設定されるよう国に対し強く働き掛けること。
- 少子化、核家族化、母子家庭・父子家庭の増加、コロナ禍、地域における人間関係の希薄化等を背景に、子育ての不安や困りごとを相談できる人や場所が身近に十分でない家庭がある。地域社会において親子の育ちを支える気運の醸成や、親子共に信頼できる大人と接する場が得られるよう、地域のニーズに応じた居場所づくりへの支援を充実させること。
- 児童虐待や引きこもりへの支援、貧困対策など、こどもを取り巻く様々な課題については、複合的な問題に総合的に対応する必要があるとともに、NPO法人等の民間の各種支援団体が果たしている役割も大きい。支援団体が、それぞれの得意とする支援分野で力を発揮しつつ、対象外分野を他の支援団体につなぐ横の連携が円滑に行えるよう、各種支援団体のネットワーク形成や当該ネットワークが有効に機能するための支援を行うこと。
- こどもが成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着形成がとても重要であり、こどもが家庭と同じような環境で生活することができる里親による養育を推進するため、里親制度の理解促進に向けた周知啓発を強化すること。
- 民法改正で令和8年4月から導入される選択的共同親権など、法制度においても家庭環境の多様化が進んでおり、面会交流(親子交流)支援など専門的なニーズも高まっている。こうした重要な制度改正や支援関係の情報が周知徹底されるよう関係部局が連携して様々な媒体による広報活動を行うこと。
- 肥満傾向や栄養不足への対応として、県産農産物の特色や旬などの情報を踏まえつつ、多忙な子育て世代に関心を持ってもらえる「安価」「時短」を特長としたメニューの開発と情報発信に取り組むこと。

【活動報告】

こども支援・若者定着対策特別委員会

意見交換

開催日

令和7年8月22日（金）

参加者

赤塚 枝美 氏〔酒田市立第四中学校 校長〕

樋口 愛子 氏〔特定非営利活動法人クローバーの会@やまがた 理事長〕

沼野 啓史 氏〔生きやすい世の中を目指しアートパフォーマンス等を企画〕

主な内容

テーマ「こどものウェルビーイングへのアプローチ～聴く・支える・見せる～」

- ・学校教育や若者支援などそれぞれの立場においてこども・若者と関わる3者から、こどものウェルビーイングに向けた取組の現状等を聴取した後、意見交換を行った。
- ・酒田市立第四中学校の赤塚校長からは、中学校の制服改定に合わせて見直す必要が生じた校則について、学級会や生徒総会で何度も話し合いを重ね、学校生活を楽しく、過ごしやすくするために本当に必要な校則とは何かを自分たちで考え、校則を変えた経験から、生徒たちの主体性が生まれた取組について紹介があった。
- ・若者相談支援拠点やフリースクールを運営するクローバーの会の樋口理事長からは、不登校や引きこもり支援において主眼とする親子関係や家庭内の安心安全に向けた家族まるごと支援の取組や、こども・若者との関わりにおいて重

視するこどもの自己決定を尊重し、ありのままを受け入れる姿勢について説明があった。

- ・地元新庄市でこどもも大人も生きやすい世の中に向けて企画制作活動を行う沼野氏からは、熊の姿のキャラクター「くまのひろし」によるアートパフォーマンスや、大人がこどものために“自分”を展示する「おとな博覧会」を通じて得られる世の中の「普通」への視座、こどもが安心して失敗できることの重要性などについて説明があった。
- ・意見交換においては、参加者それぞれがこども・若者と関わる中で、ウェルビーイングを実現するために最も重要だと考えていること等について質疑応答を行ったほか、学校教育、こども・若者支援等の現場における課題認識について、率直な意見を伺った。



現地調査

実施日

令和7年10月21日（火）～22日（水）

訪問先と調査内容

（1）特定非営利活動法人寺子屋方丈舎（福島県会津若松市）

- ・ こどもが主役の学校外の学びの場を地域の企業・団体と協力してつくる「こどもの家活用プロジェクト」「地域連携によるこどもの社会参画プロジェクト」の取組について



（2）郡山市議会（福島県郡山市）

- ・ 郡山市において令和5年度に組織した「Z世代活躍係」の設置経緯、取組状況及び課題等について



(3) 特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク（福島県郡山市）

- ・子ども若者の「参加」「自己実現」「多様性」を、地域、地元企業等の多様な主体で支え、協同する取組や「若者をつくる」ユースセンターの運営手法等について



(4) 福島県議会（福島県福島市）

- ・移住を見据えた関係人口の創出・拡大、地域課題の解決等に向けて、首都圏等の企業と地域との関係性の構築に取り組む「ふくしまCOLLAB（コラボ）」事業について



提言3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域活性化

(再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会)

(1) 地産地消の取組の推進

<提言>

- 地域単位で再生可能エネルギーの導入に向けた検討を着実に進められるよう、低コストで安定的な運営を行っている小水力発電の「佐賀モデル」のような優良事例を広く紹介するとともに、事業の検討段階に応じた勉強会の開催や必要な調査、設備導入等に対する伴走型の支援を更に強化すること。

※佐賀モデル：採算がとれる最低出力（30kW）をターゲットとし、初期診断から基本設計までの技術をパッケージ化（標準化）することで、工期や工数を減らし、低コスト化、リスク削減を実現する小水力発電

- 再生可能エネルギー施設に対する地域の理解を促進し、関わりを深めていくことができるよう、再生可能エネルギー関連施設・設備の見回りや除草、除雪等の維持管理を地域が担い、その対価が還元される仕組みをつくること。
- 地域の負担軽減・暮らしやすさの向上を図るため、学校や病院などエネルギーを多用する施設へ温水や蒸気を供給して暖房や融雪などを行う地域熱供給モデル事業を展開し、県内での取組を推進すること。
- 災害に強い地域づくりを進める観点から、再生可能エネルギー発電設備や蓄電設備の導入を地域分散型で推進するとともに、電気事業者との連携により、発災時に防災拠点施設や避難所等へ優先的に電力供給する体制の整備を推進すること。

<委員会における委員の意見>

- 小水力発電について、地域が事業化に向けた検討を進められるよう「佐賀モデル」のような優良事例を広く紹介するとともに、事業の検討段階に応じた勉強会の開催や必要な調査、設備導入等に対する伴走型の支援を更に強化していく必要がある。
- 本県の高いポテンシャルを生かし、更なる小水力発電等の開発に向けて、市町村や農業団体等が管理する施設における導入可能性調査を前進させ、検討を加速させること。
- 太陽光発電施設などにおける除草や除雪、見回り等の軽微な維持管理を地域住民が直接担うことを前提に、作業の対価として、収益が地域に還元される仕組みをつくって、地域活性化につなげてはどうか。

○ 地域の負担軽減・利便性向上を図るため、エネルギーを多用する施設へ工場等から温水や蒸気などの熱エネルギーを供給し、暖房や融雪などを行う地域熱供給モデル事業の実施を検討の上、導入効果を検証して県内での展開に向けた取組を実施すること。

○ 欧州で取組が進んでいる地域熱供給事業は、家庭への熱供給や道路消雪等で非常に有効である。燃料費が高騰する中、森林が7割を占める本県において、再造林を加速させていくためにも建材生産やチップ利用の拡大等、やまがた森林ノミクスと連動した取組を進めていくこと。

※やまがた森林（モリ）ノミクス：豊かな森林資源を積極的に活用することで、木を植え、育て、使い、再び植える「緑の循環システム」を構築し、地域活性化に結び付ける取組

○ 災害に強い地域づくりを進める観点から、地域分散型で再生可能エネルギー（提言中を除いて、以下「再エネ」という。）発電設備や蓄電設備の導入を推進するとともに、電気事業者との連携による防災拠点施設や避難所等への優先的な電力供給体制を整備してはどうか。

○ 再エネの導入拡大に当たっては、災害や事故等の安全面や自然環境、景観などへの影響が生じることがないように、関係法令に留意しつつ取組を推進していく必要がある。

○ 単なる再エネの導入に留まらず、地域の課題解決と活性化につながり、貢献する取組が求められることから、住民や自治体、地元企業の連携を強化し、合意形成に向けたプロセスを確立すること。また、住民も参加しやすい小規模な再エネ事業を推進していくこと。

○ F I T期間の終了後を見据え、買取り義務がなくなった電力を県内に回していく仕組みをつくるため、地域新電力の供給体制を強化し、電力の地産地消を進めて、県内で生まれた再エネ由来の電力が県外で消費されたり、県外からの電力購入により資源や資金が流出したりすることの防止を図り、地域経済の活性化につなげることが重要である。

※F I T（固定価格買取制度）：再エネの普及促進を目的として、再エネで発電した電気を一定期間、固定価格で電力会社が買い取ることを国が保証する制度

○ 洋上風力発電と漁業との共生に向け、漁業者のニーズを十分に把握の上、洋上風力発電による利益を地域に直接還元したり、水産分野で電力をそのまま利用したりする取組を発電事業者とともに検討の上、長期的な視点を持って地域の活性化に取り組むこと。

(2) 利用拡大に向けた機運醸成と新たな利用機会の創出

<提言>

- 県内の再生可能エネルギー関連施設や各事業者の取組等について、体系的に検索できるホームページを作成するなど、活用事例を効果的に広く発信すること。また、再生可能エネルギーを導入することによる経済的価値や環境的価値、社会的価値等を分かりやすく見える化することにより、更なる利用拡大に向けた県民や県内企業の機運を醸成すること。
- 再生可能エネルギー由来の電力導入をより一層促進するため、電気事業者と需要家を効果的にマッチングさせる仕組みをつくること。また、熱エネルギーの利用を更に拡大するため、バイオマス熱のほか、温泉熱や雪氷熱等の未利用資源の活用に向けた新たなニーズ調査や実用化に向けた調査・研究を県内事業者と協働して進めること。

※バイオマス熱：バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）を燃焼させた際に発生する熱

※雪氷熱：雪や氷が持つ冷却エネルギー

- 補助上限額を引き上げるなど「やまがた未来くるエネルギー補助金」を拡充するとともに、蓄電池設備や木質バイオマス燃焼機器等の導入効果やメリットをより分かりやすくPRし、一般家庭や事業所への設置を促進すること。また、公共部門における再生可能エネルギーの計画的な導入拡大を図るため、市町村を含む公共施設への導入支援の在り方を検討の上、取組を進めること。

※やまがた未来（みら）くるエネルギー補助金：家庭・事業所における再エネ等設備の導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再エネ等設備の導入に対し、その経費の一部を補助するもの

<委員会における委員の意見>

- 再エネに関係する様々な施設・設備やその周辺の豊かな自然環境等を生かして、観光振興につなげるとともに、再エネの利用拡大やゼロカーボンに向けた県民の意識醸成に取り組んではどうか。
- 再エネの導入による様々なメリットや効果について、化石燃料の消費量削減による経済的な価値、二酸化炭素の削減による環境的な価値、エネルギー自給の安定化による社会的な価値等を、数値化するなどして分かりやすく見える化し、導入拡大に向けた機運を醸成していくこと。
- 海外政策課題調査で訪問した「サステイナブル・シンガポール・ギャラリー」には、多数の観光客や地元住民が来場しており、効果的な情報発信が行われていた。こうした斬新で分かりやすい取組を参考に、本県としても酒田港を再エネの象徴的なスポットとして整

備するなどし、県民の理解醸成につなげたり、洋上風力発電による電力の地産地消をPRしたりする場としてはどうか。

※サステナブル・シンガポール・ギャラリー：シンガポール政府が進める持続可能な開発政策を市民教育の観点から紹介する施設で、水、エネルギー、廃棄物、気候変動などの6つのテーマで構成され、最新のデジタル技術やアートを用いて展示している

- こどもからも再エネに慣れ親しんでもらえるよう、ダムを訪問すると入手できる「ダムカード」のように再エネ施設の概要や特徴を紹介するカードを作成・配布してはどうか。
- 再エネ分野においても導入実績が重要であり、その実績を積み上げていくためにも電気事業者と需要家とのマッチングを促進する仕組み・仕掛けづくりを行うほか、優先的な購入や補助金などの支援を行うこと。
- 太陽光発電の地域PPAモデル事業について、県内の先行事例の状況を踏まえ、実際の費用対効果やメリット・デメリットを精査し、更なる導入拡大に向けて事例集や手引きを作成して周知すること。また、必要となる支援についても更に充実させること。
※PPAモデル（第三者モデル）：企業や自治体等の電力の需要家が、所有する建物の屋根や敷地などのスペースをPPA事業者（第三者）に貸し出し、そこに発電設備を設置して再エネ由来の電気を調達する仕組み
- バイオマス熱や工場からの廃熱、温泉熱等について、本県が誇る農林水産分野で活用できる可能性が大きいことから、小規模でも活用が進むように調査研究していく必要がある。
- 河川の支障木の更なる有効活用を図るため、輸送コストがかからない地域単位で木質バイオマス燃料として利用する取組を拡大すること。
- 雪室は農産物、特に米の長期保存に有効である。また、野菜や酒類の付加価値を向上させる雪中貯蔵などにも活用できることから、県としても活用事例や特長等を広く紹介して、雪国の特性を生かした雪氷熱の活用をより一層推進すべきである。
- 「やまがた未来くるエネルギー補助金」を拡充するとともに、太陽光発電設備と蓄電池設備を導入した家庭の実証データなどを公表・紹介し、更なる再エネの利用拡大を促進すること。
- 公共施設への再エネ発電由来の電力導入を拡大する余地が大きいことから、市町村と共に積極的に推進すること。また、木質チップによる冷暖房設備の導入についても、山形県モデルとして普及させ、多くの県民に有用性を体感してもらうことで再エネに対する理解の醸成を図ってはどうか。

- 社会全体の脱炭素化に向けて、道路や港湾等の土木関係インフラにおいても施設の特性や周辺環境等を踏まえて、再エネ由来の電力を計画的に導入拡大していくこと。

(3) 関連産業の人材育成と企業の参入促進や雇用創出

<提言>

- 再生可能エネルギー関連分野においても若者の地元雇用を促進して県内定着につなげるため、産学官連携の下で施設・設備の維持管理に必要となる知識・技能を習得できる環境を整備するとともに、研修受講や資格取得に要する経費を助成することにより、企業の人材育成を強力に支援すること。
- 遊佐町沖及び酒田市沖での洋上風力発電事業の進展を踏まえて、関連産業の発展による効果を県内全域に波及させていくため、先行事例の情報収集を進めるとともに、発電事業者等の関係者との協業に向けた調整を十分に図り、風車の製造・建設や設備の維持管理等における県内企業の参入を促進すること。

<委員会における委員の意見>

- 洋上風力発電事業の進展を見据えつつ、本県の陸上風力発電事業者の知識や経験、人材を最大限に活用するための関連産業の創出や技術者の養成等の支援を強化していく必要がある。
- 地元雇用を促進し、県内定着につなげるため、再エネ関連設備の維持管理に必要となる知識・技能を習得できる訓練施設やプログラムを整備するなど、企業の人材育成を支援すること。
- 洋上風力発電事業による様々な効果を見える化し、庄内地域から県内全域に波及させていくため、県内の様々な事業者に同事業の進捗状況や今後の方向性などを広く周知し、参入を促していくことが重要である。
- 洋上風力発電事業における風車の製造・建設や設備の維持管理等での地元企業の参画を促進するため、先行地域の情報収集を進め、発電事業者等の関係者との協業に向けた調整を十分に図っていくこと。
- 民間企業の再エネ施設整備の検討の参考となるよう、県が関係する発電施設の各種データの公開や情報提供、現地見学の受入れをより一層拡大するとともに、新たなエネルギー

の活用に向けた実証研究や調査等の成果を広く紹介し、事業者の参入・導入をリードしていくこと。

- 中・大規模の再エネ関連施設整備において、地元金融機関との連携による設備投資が円滑に行われるよう、再エネに関する国の制度や導入事例等を共有する情報交換の場を増やすなどの取組を進めていく必要がある。
- 再エネ発電施設の規模拡大に加え、再エネを導入する意義やメリットを周知し、企業の意識醸成を図り、再エネへの切替えを促進すること。また、将来的にも再エネの導入が進んでいく本県の状況を広くPRし、再エネの利用を希望する企業の誘致につなげていくとともに、カーボンフリー化に取り組む本県企業を全国に向けて紹介し、大手企業のサプライチェーンに選定されるよう強力で支援していくこと。

【活動報告】

再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会

意見交換

開催日

令和7年8月22日（金）

参加者

海藤 俊和 氏〔加藤総業株式会社 常務取締役〕

梅津 訓子 氏〔 同 再生可能エネルギー事業本部 課長〕

庄司 和敏 氏〔株式会社庄司製材所 代表取締役〕

山田 幸司 氏〔やまがた自然エネルギー株式会社 代表取締役〕

後藤 博信 氏〔おきたま新電力株式会社 代表取締役〕

井上 肇 氏〔 同 専務取締役〕

主な内容

テーマ「再生可能エネルギーに関する地域の現状や地域活性化に向けた取組」

- ・各地域で再生可能エネルギーに関連する事業を営む3つの県内企業の担当者等から、現状や今後の展望等を聴取した後、意見交換を行った。
- ・建設資材卸売業の加藤総業株式会社からは、庄内地域の陸上風力発電事業に関して、地域の理解を得るための安全管理を最優先とした発電設備の維持管理や住民への丁寧な対応、令和7年4月から電力供給を開始した「さかた新電力コンソーシアム」の概要などについて説明があった。脱炭素社会の実現に向けては、地域で生産された再生可能エネルギーを地域内で消費するエネルギーの地

産地消の取組を推進していく必要があり、需要家とのマッチングを進めて、更なる利用拡大を図っていくとのことであった。

- 製材業の株式会社庄司製材所（補足説明：やまがた自然エネルギー株式会社）からは、真室川町内の自社工場におけるバイオマスボイラーの運用状況についての報告があった。また、欧州における事例を踏まえ、本県の豊富な森林資源を生かして、木質バイオマスによる熱を住家等に届けて暖房や融雪を行う地域熱供給の有用性の説明があった。特に、熱利用については、設備の減価償却期間以上の中長期における事業の位置付けを明確にして、導入によるメリット・デメリットを誰がどう享受・負担するかを十分に検討する必要があるとのことであった。
- 小売電気事業者のおきたま新電力株式会社からは、「地域内の再生可能エネルギーを応用した地産地消のまちづくりで、経済効果を住民に生活支援で還元する」という同社の設立目的や現在までの経過についての説明があった。地域のエネルギーを自分たちでコントロールできるようにするとともに、外部に流出している資源や資金を地域内の循環に戻して地域経済を活性化させていくことが重要であり、今後、様々なプロポーザル等に参画し、再生可能エネルギー由来の電力の導入拡大を図っていききたいとのことであった。
- 意見交換においては、各企業における地域貢献の取組や電気・熱の特性を踏まえた再生可能エネルギーの利用拡大の可能性等についての質疑応答を行ったほか、行政に期待する取組や必要な支援等について、率直な意見を伺った。



現地調査

実施日

令和7年10月21日（火）～22日（水）

訪問先と調査内容

（1）秋田市メガソーラー発電所（秋田県秋田市）

- ・少ない日射量や積雪などの雪国の不利を乗り越えて稼働している発電所の運用状況、「あきた次世代エネルギーパーク」による施設見学等の取組について



（2）秋田県信用組合（秋田県秋田市）

- ・小水力発電が生み出す経済効果やゼロカーボンシティの実現、地域の電力自給率向上に向けた取組について



(3) 株式会社オーリス (秋田県大潟村)

- ・ 自然エネルギーの自給率 100%を目指す大潟村において設立された会社による未利用のもみ殻を燃料とする地域熱供給事業について



(4) 風と海の学校あきた (秋田県男鹿市)

- ・ 北日本の洋上風力発電及び海事産業における人材開発を目的として、専門的な訓練プログラムを実施する施設の概要や産官学の連携によるエネルギー産業の人材育成について



【政策提言の充実に向けた諸事業】

政策提言の充実に向けた全体研修会

開催日

令和7年10月6日（月）、7日（火）

講師

- ・ 大山 宏 氏〔こども家庭庁 成育環境課 居場所づくり推進官〕※オンライン
- ・ 末政 憲司 氏〔資源エネルギー庁 新エネルギー課 課長補佐〕
- ・ 小林 寛 氏〔国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路研究官〕

テーマ

- ・ こども・若者の居場所づくりの推進について
- ・ 再生可能エネルギーの政策動向
- ・ 新時代の道路～災害を含め新時代の課題解決と価値の創造に資するネットワーク～



こども家庭庁 大山 宏 氏



資源エネルギー庁 末政 憲司 氏



国土交通省 小林 寛 氏



田澤 伸一 議長（あいさつ）

海外政策課題調査報告会

開催日

令和7年12月5日（金）

調査の概要

- ・ 調査期間：令和7年10月12日（日）～18日（土）
- ・ 参加議員：森谷 仙一郎 議員（調査団長）、橋本 彩子 議員、石塚 慶 議員、相田 光照 議員、高橋 淳 議員、小松 伸也 議員、加賀 正和 議員
- ・ 調査先：シンガポール・マレーシア

政策提言に関連する調査テーマ

- ・ 洪水被害軽減と交通渋滞緩和を目的としたトンネルの調査について
【マレーシア：SMARTトンネル】
- ・ 発達障がいの症状をやわらげる観光施設としての可能性調査について
【シンガポール：Punggol Park内セラピーガーデン】
- ・ アプリを活用した発達スクリーニング等の取組について
【マレーシア：Toy8】
- ・ 水上設置型太陽光発電所の調査について 【シンガポール：セムコープ社】
- ・ 発達障がいの症状をやわらげる観光施設としての可能性調査について
【シンガポール：Punggol Park内セラピーガーデン】
- ・ サステナビリティスタートアップ事業の調査について
【シンガポール：ヴィダ・シティ】
- ・ 環境保護への取り組みと成果、都市開発と自然環境の調和に関する政府ビジョンの調査について
【シンガポール：サステナブル・シンガポール・ギャラリー】

など



【参考】 国への提案〔意見書の概要〕

政策提言に向けた調査・審査の過程において、国への提案が必要とされる項目については、意見書として取りまとめることとした。

1 豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる充実強化について

〔防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会〕

本県は、県内全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定され、降雪期には道路を始めとした公共施設の除排雪や県民の雪害事故防止、降雪期後においては雪氷や除雪作業で損傷した道路施設の修繕など年間を通じて雪対策を実施している。国は同法に基づき豪雪地帯対策に必要な財政上の措置を講じているが、短期集中的な降雪の頻発化等に伴って増加する雪害事故対策や除雪作業等により損耗・消失した道路区画線や道路標示の補修対応など、豪雪地帯特有の課題は多岐にわたって継続的に山積している。本県の厳しい財政運営の中では優先順位をつけて対応せざるを得ない状況にあり、豪雪地帯における雪対策が財政的に制約されて県民生活に支障が生じることのないよう、財政支援等の更なる拡充が必要である。よって、以下の措置を求めるものである。

- (1) 雪下ろしにおける死傷事故等を低減するため、自治体において地域の実情に応じて柔軟に雪害事故防止策を実施できるよう、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の「安全克雪事業」の補助率を引き上げること。
- (2) 除雪作業等により損耗・消失する道路区画線や道路標示は、安全な道路交通環境を確保することはもとより自動車の安全運転支援機能等にも使用されることから、補修に必要な予算を確保するとともに、区画線等の長寿命化に向けた技術開発を促進すること。
- (3) 近年の気候変動（みぞれ・降雨、融雪の増加、ゼロクロッシングの発生）を要因とした路盤の凍結・融解による道路舗装の損傷に対する国の支援を拡充すること。
- (4) 大雪等により鉄道の運休が生じた場合のバス等による代替輸送体制構築について、鉄道事業者に対する指導及び必要な財政措置を行うこと。

